

# シュタイン改革と日本

石川澄雄

—

わが国で西洋史学を研究するということはどういう意味をもつのか。西洋人が自国、自地域の歴史を研究する、という事態に対比して、わが国人が、外国語をものにした上で、彼地の歴史研究に応分の寄与をなしうる、というためには、容易ならぬハンデが存在することを考えねばならない。

些か旧聞に属するが、去る一九八九年、フランス革命勃発二百周年にあたり、パリ・ソルボンヌ大学においては、革命史講座担当のミシェル・ヴォヴェル (Michel Vovelle) 教授を委員長に、「フランス革命のイメージ」をテーマとして、七月六日ミッテラン大統領の開会演説を皮切りにして十二日まで、五部会三六〇篇を越える研究発表が行われ、四十数カ国から学者を集めて国際的な大シンポジウムが催された。中で私どもに最も注目されるのは、「革命の読解。教授された革命」と題する第三部会で、コレージュ・ジュ・ド・フランス教授アギュロン博士 (M. Agulhon) の総括報告で、わが柴田三千雄、遅塚忠躬両教授による、フランス革命と明治維新の比較的分析を踏まえつつ、フランス・中国・日本における近代化の比較の必要性を述べられたことであつたといえよう。<sup>(1)</sup>

これより先わが国でも、世界約六十カ国で数百に及んだとされる学術集会の中でも、ひととき注目された「フランス革命と世界の近代化」を全体テーマとする国際歴史学シンポジウムが、右記遅塚教授の属した東京大学西洋史学研究室を事務局とし

て着々と準備され、海外から四人の一流研究者をも招いて、十月七日から十一日まで、十四の研究報告、二回の綜合討論を含む、わが国ではあまり例のない大がかりなシンポジウムが行われ、盛況裡に終了した。<sup>(2)</sup>

柴田、遅塚兩教授を先頭にするわが国のフランス革命史研究水準の高さは、故高橋幸八郎教授の延長線上にある点、またわが国でフランス革命は明治維新との比較で最も大きな関心を払われてきた点<sup>(3)</sup>、等を配慮するにしても、その「明治維新」以来、わが西洋史学は、一フランス革命にとどまらず、その研究の全分野において、後進日本が一刻も早く欧米の文化水準に到達しようとする、ひたむきな知識欲によって成長してきたことは強調してよいであろう。しかしながら研究者の増大、発表論文の飛躍的な増加が明白な事実であるとして、依然としてわが国の西洋史研究は、外国史研究であるというハンデを伴っていることは否定しえない事実である。

右記のわが国での国際シンポジウムでも、日本近代史の立場から、明治維新を念頭においた報告が組まれ、フランス革命との比較論で白熱した応酬があったことを想起してよい。<sup>(4)</sup>西洋史学の長足な進歩に対し、日本史学者にあつても一身では把握しがたい外国史の事実を強く求めざるを得ないのが実情であり、両者は相たずさえてさらに発展の道を模索していると考えられる。<sup>(5)</sup>

このような比較史的論点にたつとき、私どもは、ミッテラン大統領の演説にはじまった国際学会、ドラン駐日仏大使の挨拶をうけた日本シンポジウムを例示すればわかる通り、ひとり西洋史学者だけが外国研究に専念しているとしては狭量にすぎよう。むしろ歴史的には、ルートヴィヒヒルリスの来日をもってわが国西洋史学の出発点とさせるよりも、開国の段階から対外接渉にあたることとなった外交界の人々、またその保護下に活躍した実業家や留学経験を得た文化人、そして近年はますます増大し考察を深化していく国際ジャーナリストの活躍にも注目すべきである、と考<sup>(6)</sup>えたい。筆者がここでとりあげようとするのはドイツであるが、ドイツ史の紹介については、維新前後最も早くこの国の発展に着目し、ドイツの近代化をもってわが国の範たらしめようと努力した外交官、青木周蔵の見聞が注目される。

青木周蔵のことは、近年故坂根義久氏の校注による自伝が「東洋文庫」で公刊され、またその伝記も出版された。<sup>(7)</sup>一八六八(明治元)年十月当時二五歳でプロイセン遊学の途にのぼり、一九一四(大正三)年七一歳で没するまでの四六年のうち、二五年間を欧米にすごし、一八七七(明治一〇)年プロイセン貴族の令嬢エリザベートフォンラーデ(Elizabeth von Lärde)と結婚した彼は、うちドイツ滞在だけで二三年を数えた。家庭では一切日本語を使わず、ドイツ語のほうが達者であるといわれた彼は、現在恵まれた少数者である西洋史学の権威たる人々の、先達的な役割を果たすことにもなったといえる。<sup>(8)</sup>

即ち筆者の強調したのは、一八七一年わが岩倉遣外使節団が米欧に出発してのち、翌七二年七月副使木戸孝允らが大西洋を渡って英京ロンドンに入ったとき、木戸は、当時まだ学生の身分であった青木をベルリンから呼びよせて、多くの意見聴取を行なったこと、青木がそれに応じて開陳した話題の中心は、プロイセンが当時の強国に至った所以を、十九世紀初頭のシュタイン改革に帰した事実である。<sup>(9)</sup>

西洋史学史に多少とも関心をもつ人は、十九世紀のドイツに存したプロイセン学派の名を記憶するであろう。その代表者のひとりドロイゼン(J. G. Droysen, 1808~84)は、一八四六年刊行の、解放戦争時代に関するキール大学での講義で、アメリカの反乱(the American revolt、独立革命のこと)、フランス革命、およびプロイセンの興起(the Uprising of Prussia)をもって、自由と国民をめざす三つの関連ある段階だと説いた。彼はフランス革命に共鳴し、シュタインの諸改革とドイツ愛国思想の成長を詳述し、豊かな文章で自由を語った、とイギリスの歴史家グーチは述べている。<sup>(10)</sup>

青木がこうしたプロイセンの史書に接したかどうかはつまびらかにしない。しかし当時ビスマルクのもとで、プロイセンを中心にドイツ帝国の統一が成った事実を、その背景たる歴史的事情に照らし、シュタインの改革の重要性に着目していたことは、当時の知識人の水準を抜きんでたと評してもよいであろう。二十世紀ドイツの文学者でまた史家であったリカルダーフ(Ricarda Huch, 1864~1947)が、その著「シュタイン伝」(一九二五)で、ビスマルクとシュタインを比較し、「シュタインはドイツではよく知られてはいない、いわんやドイツ国境の彼方においておやである」とした記述を想起するとき、青木

が明治維新の進行方向にきわめて大きな影響力を持った筈の木戸にむかって、かなり精度の高いシュタイン改革の評価を述べたことは注目してよい。

なおまた一九四五年ナチスドイツの崩壊により、以後半世紀に近い分裂ドイツが生まれたが、プロイセンは東ドイツ（ドイツ民主共和国）の中核となり続けた事実も考慮して置きたい。この間西ドイツには、このプロイセンに対する屈折した感情が潜在したことを想定してよいであろう。<sup>(12)</sup>

一方わが国では、先述のリースらドイツ史学の導入によって近代歴史学の礎石が置かれたこともあり、プロイセンの興起をドイツ史の中核にすえたトライチュケ (Heinrich von Treitschke) やプロイセン学派の活躍は早くから紹介されており、プロイセンの改革は、近年では高校世界史の教科書でも、ゆるがせにできない共通した記述となっている。筆者もまた林健太郎教授の、一九四五年秋にはじまる東京大学のドイツ史研究講義に列してより以来、このプロイセン国の、上からする国政改革に興味を持ち続けてきた一人であった。かつてマイネッケが代表作「世界市民主義と国民国家」で述べた事実は、健全な歴史の進歩としての国民国家の誕生期の歴史叙述として、英・仏に比して後進国であったドイツの体験ゆえに、これを範としたわが国の歴史に（すぐれた邦訳を早くから持ち得たことも手伝って）、教える多くを持つ名著として受けとられもした。

しかるに近年になって、藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』（一九八四、未来社）、同『都市と市民社会——近代ドイツ都市史』（一九八八、青木書店）、若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史』（一九八六、ミネルヴァ書房）等、若手研究者の業績の出現は、ドイツなかならず旧プロイセン地域の、当代における後進的社会相を白日のもとにあばく目ざましい成果をあげるに至った。（若尾氏の近業『ヨーロッパ家族社会史』（一九九三、名古屋大学出版会）の訳書、中でも解説として付された「ドイツ語圏の歴史家族研究とウィーン・グループ」の論考も、これに加えてよいであろう。）

十九世紀初頭のシュタインのナシヨナリズムは、かつて評価した程の進歩的な意義を持ち得たのかどうか。この視点は一步を進めると、青木周蔵のシュタイン改革への傾倒こそが、ドイツと日本の両者に共通する保守的なナシヨナリズムにほかなら

なかつたことを示してもおり、明治日本がたどつた国権思想の淵源をも考えさせるものが存するのではないか。本稿においては、十九世紀におけるナショナリズムの興起は、時代の動きを示す進歩の象徴であつたと同様に、また保守主義の風潮を促す契機にもなり得たことを追求してみたいと考える。具体的には、青木周蔵の眼に映じたプロイセンの改革と、わが明治維新の動きの類似性、そしてしかし、そこに存した両者の相違点の比較史的考察も加わることとならう。

## 二

プロイセンの歴史は、のち大王と呼ばれるフリードリヒ二世（在位1740～86）の出現によって近代化のいとぐちを開いた。即位の年一七四〇年から三次に及ぶ対オーストリアのシュレジエン戦争により、肥沃な耕地、豊富な天然資源、また一部では手工業もはじめられていたシュレジエンを領有できたことを背景に、大王は啓蒙思想を基調とした成文法の制定にも意欲を見せた。その意図は王の死去後、一七九一年一般法典 *Allgemeines Gesetzbuch* として一旦公開されたが、一部修正を受けて一七九四年一般ラント法 *Allgemeines Landrecht* (ALRと略称)と改称、実施される。近代法治国家としてのプロイセン国の誕生であるが、年代から明らかなどおり、修正は西方の大国フランスの革命勃発の影響を受けており、実施の延期まで検討されたが、新領ポーランド統治の必要を考慮してようやく実行された。ポーランドの完全分割をもくろんだプロイセンは、翌一七九五年フランス革命政府とバーゼル条約を以て和し、以後十年余、ヨーロッパの激動から孤立した。

一八〇六年ナポレオンがライン同盟 *Rheinbund* を結成してドイツをも勢力下に置いたとき、プロイセンはようやくたつてこれにあたらうとしたが、開戦後旬日も待たぬ十月十四日、イェナ及びアウエルシュテットに徹底的な敗北を蒙る (*Doppelschlacht bei Jena und Auerstedt*)。ナポレオンはロシア帝アレクサンドル一世との間で、ヨーロッパ二分の大計を立て、一八〇七年七月のティルジット条約 (*Friede zu Tilsit*) で、プロイセンに対しては領土・人口の半減、多額の賠償金を課し、

完済までは残士の一部をも保障占領するに至った。いわゆる「プロイセン改革」は、この敗戦の困難に対処するため、シュタインが宰相の地位に任ぜられたことにはじまる。

国王フリードリヒヴィルヘルム三世 (1770~1840。在位1797~1840)、またその美貌と、祖国の再興をみることなく早逝した悲運から国民的名声を得たルイーゼ王妃 (Königin Luise A. W. Amalie, 1776~1810) の懸命な努力にも拘らず、講和条件は峻烈をきわめ、反仏主戦派の中心と目された事実上の宰相ハルデンベルク (Karl August Fürst von Hardenberg) は、七月三日ナポレオンの命により退職させられた。ハルデンベルクはこの危局を收拾しうる唯一の人材として、多年プロイセンに仕官しながら国王に国政の改革を進言してうとまれ、当時郷里ナッサウに戻っていたシュタインを推し、後事を托する旨の長文の書簡を記したが (七月十日付)、これは今日ものこっている<sup>(14)</sup>。またフリードリヒ大王の姪にあたり、兄ルイスルフエルディナント公 (Prinz Louis Ferdinand) の戦死にもふれた公女ルイーゼヒラツツイヴィル夫人 (Prinzessin Luise Radziville) の書簡 (七月九日付) は、シュタインの奮起を側面から援助する形となった<sup>(15)</sup>。敗戦の混乱の中、交通もきわめて不便だった当時、シュタインがこれらの文書を西ドイツ、ライン河畔ナッサウの自邸で受領したのは一カ月のちになった (八月九日着信<sup>(16)</sup>)。彼の自伝によると、「激しい三日熱 Tertianfieber の衰弱のために」夫人に口述筆記を求め、自らは署名したにとどまる受諾文書を発したシュタインは、九月はじめ少康を得てナッサウを出発し、ヴァイマル<sup>(17)</sup>、ベルリン (一八〇二一日) を経て九月三日王室の蒙塵していたメーメルに達した。翌十月一日国王に謁見、三日シュターツミニスター Staatsminister に任命され事実上の首相の地位に就く。シュタインの改革はこの日から始まる。しかもナポレオンに対する蜂起の計画を持ったとして、仏帝の要請により強制的に引退させられたのは一八〇八年十一月二四日であり、その間シュタインの在任期間は、僅かに一年と二カ月足らずにすぎなかった。

世にシュタインの改革として名高い事業も、敗戦下仏軍の圧力のもとで、僅かこれだけの期間で企図されたことを思うとき、のちハルデンベルクに引継がれ、シュタインハルデンベルクの改革として名高いとはいえ、いかにシュタインが政治家

としてすぐれた資質と見通しを持っていたかを語るものであろう。

シュタインの改革はふつう、以下の三項ないし間接的に関与した二つを含めて五項目に分けて語るのが通常である。(1)農業改革、(2)国家機構の改革、(3)地方自治制度の導入がそれであり、間接的にはこれに、(4)文教改革、(5)軍制改革が加えられる。

第一の農業改革は、一八〇七年十月九日、通常「十月勅令」*Oktoberedikt*——正しくは「土地財産の保有簡易化及び自由使用並びに農村住民の人格的關係に関する勅令」*Edikt, den erleichterten Besitz und den freien Gebrauch des Grundeigentums, sowie die persönlichen Verhältnisse der Landbewohner betreffend*——と呼ばれる、農奴解放を中心とした、前文及び十二カ条から成る簡潔な勅令に発するものである。しかしこれはシュタインが廟堂にのぼる前、プロイセン官界きつての理論家を以て任じ、東プロイセンのユンカーを代表して王直屬の委員会 *Immediat-Kommission* を指導したシェーン (Theodor von Schön) が既に世襲隸農制 *Erbuntertänigkeit* の廃止を検討しはじめた結果に成るものであった。(シュタインの宰相就任までの経緯を、少しく詳細に述べたのは、この両者のタイミングをとらえる意図によった。)

シュタインは、既に準備されていた草案が、当初東・西プロイセン州のみに發布される予定であったのを、全王国に広めての法律とするように主張した。土地処分を定め、世襲隸農制の廃止を宣言して、封建的な農民の隸屬的關係にとどめをさし、「一八一〇年の聖マルティン祭〔十一月十一日〕以降、わが全州の王領地においてそうであるように、わが王国にはただ自由民のみが存在する」(第十二条<sup>19</sup>) という有名な条文に見られる如く、プロイセン州のための法律にとどまらず、全国一律の立法としたことはきわめて重要である。実はこの勅令の發布を機に、隸農制の内容をめぐる、土地保有権の不確実性、賦役 *Scharwerk* の存在その他について、はじめて具体的な問題と取り組まざるを得なくなった事実がある。ここに農民解放が持った意味について、本邦をも含め、多くの研究が生まれるに至り、その進歩的な意義を讃えるだけではすまない問題が生じることになった次第である。<sup>20</sup> しかしその新たな問題点の検討は、隸農制の基本的な廃止が全プロイセン国に令された結果であり、農民解放こそは、シュタイン改革の基本的出発点であったことをまず認識する要がある。

ここにプロイセン全土には自由民のみがあり、農奴的収奪から解放された、自由な中堅農民を中心とするプロイセン国の再建が、はじめて法的に確立されようとした。第二の改革である、フリードリヒ大王以来の硬直した国家機構を近代的官僚制に變革しようとの試み (Verwaltungsreformen)、第三の、ドイツ中世史を飾った都市自治権を、新時代に即応した形で蘇生導入させようとの努力にはじまる地方自治制度の改革 (とくに都市条令 Städteordnung 導入) も、この基本的な農業改革なしでは論じることができない。また既に真摯な学者として令名があったヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Wilhelm von Humboldt) に教育改革 (Bildungsreformen) の要務を委嘱し、さらにシャルンホルスト (Scharnhorst) を中心とした軍制再建委員会 Militär Reorganisationskommission が、一般兵役義務即ち国民皆兵理念の導入をもって国軍に新しい生命を吹きこもうとした軍制改革 (Heeresreformen) の如きは、農民解放の事実なしで考えることは不可能である。シュタインの宰相在任期間はごく短かかったにも拘らず、敗戦・フランス軍の占領という最大の外圧の中で、プロイセン自体がきわめて受身の形であったにせよ、何らかの改革がなくてはこの窮地を打開することは不可能であるという自覚が、既に有能をもって聞こえていたプロイセン官僚層の中に、シュタイン改革を具体的に受け入れる基盤を形成していたことは幸運であった。(もとより、ユンカー層の中には敗戦そのものに対する不満から、農民解放をめざしたシュタインを頂点とする改革官僚の存在に対して怒りを爆発させ、農業改革に反対する企図はいたるところに見られ、その実施にあたって極めて複雑な問題を派生したことは、既に述べたところである。)

注意すべきは、資本主義の成長を次の時点に期待すべきであった当時のプロイセンで、フランス革命的な民主的自由は必ずしも彼ら官僚層の基本理念とはなっておらず、シュタインもフンボルトも、貴族的な観点に立つ改革者だったことである。シュタインは自由主義経済の趣くところ、かえって農民に対する収奪が強化されるのを惧れて、十月勅令草案に対し、長い間圧迫され続けて来た農民が一举に自由民になることで、逆に増大されかねない彼らの生活苦を、保護し緩和する目的の農民保護 Bauernschutz、農民の中核を形成する独立自営農民層維持の問題を一言せずにはいられなかった。<sup>(21)</sup> これは王の勘気に触れ野



に下っていた一八〇七年六月に草された、彼の改革の基本的提言ともいふべき「ナッサウ覚書」 Nassauer Denkschrift —— 正しくは「プロイセン王国における最高並びに地方、財政、行政官庁の合目的組織について」 Über die zweckmäßige Bildung des obersten und der Provinzial-, Finanz- und Polizeybehörden in der preussischen Monarchie と題される——に明らかである。<sup>(22)</sup>ここでシュタインは、まず行政及び財政の改革について触れながらも、地方自治制度の導入について最も多くの言辭をつらねた。<sup>(23)</sup>西ドイツで成長しつつあった独立自営農民と、この「覚書」で構想され「都市条令」で発効することとなる、一定額以上の租税を収める富裕な市民層とが、プロイセン国再建の基盤となるべきであると考え、このような貴族的自由が変革されることを極力惧れもしたのがシュタイン改革の基調であった。

従ってシュタイン罷免後、ドーナ、アルテンシュタインの非力な内閣 (Die Regierung Dohna/Altenstein) を経て、一八一〇年六月ハルデンベルクが新たに設けたシュターツカンツラー Staatskanzler (宰相) の名を持つ地位を独占し、なおも改革を進めようとの姿勢を示したのは事実であったとしても、同年一般営業の自由 Allgemeine Gewerbefreiheit の導入、一八一二年には Judenrecht (ユダヤ人奴隸) の名でさげすまれていたユダヤ人解放令 (Judenemanzipation)、一八一三年に採択された一般兵役義務が翌一四年国防法 Wehrgesetz として完成し、早速いわゆる「解放戦争」にあたって、後備軍 Landwehr また国民軍 Landsturm が完全な整備を勝ち得た、ということはあるが、ナポレオン支配を排除し得たのちのプロイセンは、むしろ官僚的絶対主義の完成をもって、改革の事業を終焉させる形をとった。<sup>(24)</sup>近代社会を生み出すにあたって、プロイセンの改革は、極めて不徹底に終わったというべきであり、フランス革命の進行とは全く趣きを異にした。

林健太郎著作集第二巻所収、「プロイセン改革とフランス革命」で林教授が言及された、今世紀初頭アダルベルト・ヴィーヴァーが説いた「フランス革命と十九世紀」と題する論考は、<sup>(25)</sup>現在では仲々入手困難であるが、フランス革命そのものが決して単一の性格を持つものではなくて、その間に一つの転機があった、はじめ個人主義的乃至反国家的性格を濃厚に持っていた革命は、一七九三—一七九四年以後強力な国家主義的傾向に変化したことを指摘し、十九世紀に与えた影響は、この後者の面であるこ

とをついた画期的な論文であった。フランス革命ないし近代社会の性格を鋭くついた内容を盛っている。<sup>(26)</sup>

しかもドイツの歴史家であったヴァールは、その論文の中でシュタインの改革にも当然のように触れており、シュタインにあってはこの二つの傾向のいずれでもなく、「政治的自由と強力な国家 (politische Freiheit und starker Staat)」、「この理想主義、この洞察をシュタイン男爵は生まれながらに持っていた」と記していることに注意したい。彼はシュタイン研究について本格的な端緒をつくったマックス・ヒレマンの「シュタイン伝」<sup>(27)</sup>が、シュタイン改革をフランス革命の国民議会の立法を模範にしたという主張をしりぞけ、アンシアン・レジーム時代の改革家テュルゴの影響をあげ、また国家と自由の問題の源泉をイギリスにあるとした。即ちフランス革命の世界史に与えた画期的意義を指摘しながら、シュタイン改革は革命史とは関係の少い、旧時代的な独自の改革であったことを主張したのである。この例が示すように、ハノーヴァのゲッティンゲン大学に学び、二十歳代で官命によりイギリスに研修したシュタインに強く影響したものは、フランスではなくて、イギリスの自由主義思想であったことは、今や学界の定説として良いであろう。<sup>(28)</sup>

ヴァールは「ナッサウ覚書」を分析して、「自由と国家」の両者を矛盾なく一身にそなえたシュタイン、を論じているが、この「覚書」でシュタインがとくに力を入れたのは、既述のように都市に自治制を導入することであった。<sup>(29)</sup>そしてシュタイン改革で最も成功を収めたのはこの都市条令であると広く評価はされているが、彼の改革期間の限られていたことを思うと、当時まだ中産ブルジョア階級を欠き、殊にはシュタインの政権掌握期プロイセンの領土は、狭義の東ドイツ、東プロイセン中心にとどまり、真の意味のブルジョアの改革には全く無力に近かったことを留意すべきであろう。「ナッサウ覚書」で、シュタインはテュルゴよりもモンテスキューの名を挙げており、<sup>(31)</sup>林論文の示す如く、イギリスの影響を強くみるとしても、後進ドイツではシュタイン改革は、イギリス的自由主義を十分には採り入れられずに終わったとするほかない。シュタインは、グーツヘルの支配権からようやく独立した農村地区に郡制を実施し、Kreisordnung (郡条令) の設定をも考えていたとされるが、その実現はようやくビスマルク時代になってからであった。

シュタインについてしばしば指摘されている矛盾、自己の領地においては農民を解放しなかったことも重要である。<sup>(82)</sup> これもまたシュタインの場合、農民の義務が正確に規定され、過重な負担ではない適切な貨幣納入に変えられていた以上、変革を必要とみなかったためとされ、彼にとつては、農民の人身的隷属、過重な負担からくるその貧窮化が問題なのであった。晩年ヴエストファーレン州議会の議長をつとめたシュタインは、出所不明の不道德な賤民<sup>ゲレンデ</sup>の殺到を防ぐための規範を制定する要がある、としたが、<sup>(83)</sup>既に彼は一八一八年初頭、詩人アルントに与えて「我々は過渡の時代に生きている。それ故に我々は古いものを破壊してはならぬのであって、それを時代に適合するように改訂し、民主主義的夢想家に対しても対抗しなければならぬ」と書き、<sup>(84)</sup>また翌一八一九年フンボルトの身分議会に関する覚書に評注を加え、貴族と農民の間には厳然たる区別が保たねばならないことを強調、領主裁判権さえ廃止すべきではないことを主張してもいたのである。<sup>(85)</sup>

シュタインは結局貴族的改革者にとどまったことは、既に学界で一致した意見としてよい。しかも彼と同じ貴族仲間から「ジャコバン」(Jacobiner)と罵る声<sup>(86)</sup>が絶えなかった程に、当時のプロイセン乃至ドイツの指導層は、封建的な前時代的感覚に蔽われていた。保守的改革が、ナポレオン支配という外圧の中で、ようやく成功の端緒を見出だし、若干の成果を収めようとしたのであって、フランス革命の「下からの革命」による近代化に対し、「上からの改革」という、近代化のいま一つの類型を示したものと<sup>(87)</sup>いえるであろう。当然のことながらこうして与えられたプロイセンの近代化が決して輝かしいものではなく、一八四八年の三月革命の結果も、財産差による三級選挙法に基く国会の成立を許しただけであり、やがてこの後進プロイセンが、西ドイツ等の先進地域を併合してドイツ統一の覇業を達成しようとしたとき、ドイツ全体が、英・仏等の先進国に対して、多くの留保をとどめる後進地であったことは、当然の帰結であった。しかも中欧における統一ドイツ国の存在は、その人口数という一点をとつても、ヨーロッパを動かす力をもつ。二十世紀に二つの大戦をもって世界を破局に追いこんだ歴史の第一歩が、このような因果の中に存在したことを、私どもは注目しないわけにはいかない。

筆者は、大学の卒業論文においてウィーン会議におけるシュタインの行動を追求したいと志して以来、多年にわたって彼の

ドイツ統一の理念について疑問を抱き続けて来た。というのは、「解放戦争」は、その名の如くドイツ国民に自由解放の理念を導入しようとしたものであり、多年にわたるフランス支配から解放されたドイツ国民は、新しいナショナリズムのもとに、統一ドイツ国家を模索したに違いないと考えられたからである。<sup>(38)</sup> その成果をさぐる機会こそがウィーン会議であり、シュタインはナポレオン打倒に最大の功績を果たした露帝アレクサンドル一世の顧問としてウィーンに赴いたのであった。シュタインと同じ、西ドイツ、ライン地方のコブレンツに生まれながら、複合民族国家オーストリアの指導者となったメッテルニヒは、首鼠両端を持つること長きに失して、大きな発言はなし得ぬ筈であった。プロイセンからはかつての盟友ハルデンベルクが代表として来り会している。シュタインは多年の願望であったに違いない、ドイツ統一について論じる絶好の機を持ち得た筈であった。しかるに、プロイセンは目前の利益であるザクセン王国の併合追求に急であり、ロシア・プロイセンの強化を嫉視したイギリスは、オーストリアのみならずフランスとも組もうとした。かくて列強の勢力均衡を第一としたヨーロッパには、ドイツ国民国家統一の実現は、早きに失したと評するほかはない。それにしても、「私はドイツと呼ばれるただ一つの祖国を持つのみである」との有名な言辞をのこしたシュタインが抱いていた、ドイツ統一の構想とは、意外にも一八〇四年消滅した筈の神聖ローマ帝国の復興を意図するという、全く中世的理念から脱し得ないものであった。解放戦争に結集したドイツ人の力を軽視し得なかつた列強の指導者が、「ドイツ連邦」の構想を以て事態を糊塗したときにも、シュタインの抱いた理念は保守復旧にすぎず、当然問題とされずに終わったという事実である。シュタイン改革の当代における進歩性と、彼の抱いた政治思想の古さとは、意外な隔たりを感じざるを得ないのであった。<sup>(39)</sup>

この疑念に対しての解答は、二十世紀前半に記された文学者の叙述によって与えられた観がある。それはリカルダ・フーフの「シュタイン伝」である。この書でフーフは、シュタインの古帝国に寄せた思いは、当代の知識人の願望でもあり、文学者である彼女の共鳴するところでもあった、としている。<sup>(40)</sup> 一九二五年の初版は単に「シュタイン」Steinとされた本書は、一九三二年の第三版で「帝国思想の喚起者シュタイン」Stein, Der Erwecker des Reichsgedankens と改題された。この改題

は、二十世紀前半共和政治の行きづまりを目前に、かえって帝国理念を志向した文学者の願いを、我々に伝える観がある。フーフは、シュタインの帝国男爵たる出身を重視し、帝国騎士フランツ・フォン・ジッキンゲン (Franz von Sickingen, 1481-1523) の戦死したエーベルンブルク (Ebernburg、ラインの支流 Nahe 川に臨む) から遠からぬところにシュタイン城の存したことを語る。<sup>(41)</sup> シュタインが一八〇四年、プロイセン官僚として営々たる努力の末、初めて大臣の地位に就いたとき、彼は二十二年の官歴をもつ四六歳に達していた。「プロイセンにおいては彼の意に満たぬすべてにも拘らず、彼自身の中に叩きこまれていたあの真剣さとの倫理的意志の若干を、彼はただプロイセン政府にのみ見出だした。さらに彼は強力な統一されたドイツを切望したので、新生帝国の基礎となるのに最もふさわしいと彼が考えたこの君主国の成長を、悦ばずにはいられなかった。<sup>(42)</sup>」シュタインの勤勉の理由の説明である。そして「フリードリヒ・ヴィルヘルム三世はシュタインの中に自分の敵を見出だしたが、それは正しかった。しかし官僚組織の内部で行われる年功序列制度は、国王といえども回避するわけにはいかなかった<sup>(43)</sup>」と、シュタインの大臣任命に際しての国王の心情が語られる。この不安を一挙に現実化したのが解放戦争であった。一八一三年ライプツィヒの戦いを前にして、ロシア皇帝の顧問として活躍したシュタインは、プロイセンとロシアの代表者から成る中央行政委員会の首脳として全ドイツを転々とし、占領地の行政と財政を掌り、国民兵召集の権限をも握って、ドイツ皇帝といってもよいような力を行使した。

フーフの叙述によると、フランクフルト大学の国法学教授ニコラウス・フオークト (Nikolaus Vogt) のもとに、数名の学生がやって来て、帝国法によればシュタイン男爵はドイツ皇帝になり得るか、という質問を呈したという。教授の解答は肯定的なものであった。なぜなら帝位は事実上世襲的になってしまったが、本来は選挙制である。自由人であれば何びとでも同胞国民が帝位を与えようと思うなら、この最高位につく資格をもつ、というゲルマン法の見解は、今もなお通用するからである、と。(帝国自由人<sup>ライヒスフライヘル</sup>という彼の称号が、教授に肯定的解答を与えたと考えるべきであろうか。)<sup>(44)</sup>「エピソード以外の何もそれからは生まれなかったが、それは何というすばらしい瞬間であったろう。」フーフは、シュタインが皇帝になり得る合憲性を

得たことを、悦んで記述している。シュタインはこの頃張りつめた緊張感から、いつになく怒りっぽくなり、つきあいにくくなっていた。「シュタインは彼の最も深い夢を黙して語らなかつた。」フーフは、フランツ・ジッキンゲンを領邦君主の敵、誇り高い騎士の代表として挙げ、彼の早い死によって果たせなかつた夢を、シュタインはひそかに思いえがいていたのではなかつたか、と忖度する<sup>(45)</sup>。フーフの史伝は、歴史家の正確に史実を記す手法とは幾分異なつた心情分析にふみこんでいるが、それ故にまた真実に近い表現を与えたとも読みとれる。

ここには六十年以上も前に、本稿の結論として良い、保守的改革者の孤高の姿がありありと描かれているのである。椽川一朗教授がその著『ドイツの都市と農村』（一九八九、吉川弘文館）において、「領主権Ⅱ調停権」という見方を提出されている<sup>(46)</sup>が、中世以来、皇帝の領主権といえども、私権の強大な共同体また自由人間の調停権にすぎなかつたことを念頭に置くなら、このフーフの描いた、シュタインを「内密の皇帝」(Der heimliche Kaiser)<sup>(47)</sup>と題した一章は、また一つの意味を持つよう思われてくる。

### 三

右に述べたようなプロイセン改革の現実とその理念とを、青木周蔵はどのようにに掌握し、明治政府に実現させようとしたか。一八六九年青木がドイツへ入国してより、山県有朋らがまず視察のためベルリンに入りこれと語らい（一八七〇年春）、プロイセンがフランスと開戦するに及んでは、大山巖、品川弥二郎らあいついでベルリンに入りプロイセン大本營に従つて観戦、講和の後には、後年わが軍制をフランス式よりドイツ式に転換させた桂太郎らが来独して、いずれも青木の斡旋と世話を得ている。以上の人名を概観するだけでも、明治政府が脱亜入欧を計るにあたり、英・仏ほどではないにしても、プロイセン・ドイツに学ぼうとした形跡はきわめて顕著である。

しかし青木が留学先をプロイセンに選んだ一八六八年の時期にあっては、『自伝』に自ら記す如く、欧米留学を希望する者は、英・仏・米三国に限られた形であった。青木は自らのプロイセン行き希望の理由として、(1)それまで読んで来たオランダ医書の大半はドイツ人の著述の翻訳であり、研究の困難な医学でそうなら、必ずプロイセンは他の学問をも、あわせ卓越しているに違いない。(2)一八六六年の普墺戦争に勝って国運隆昌にむかいつつあるプロイセンは、彼が平生の目的とした政治学を修めるのに最も適当である、との二点をあげている。<sup>(48)</sup>

かくて青木自伝中最初の白眉ともいうべき、岩倉遣外使節団の木戸孝允副使との邂逅がやってくる。「木戸副使との宗教論」と題する『自伝』第四回では、アメリカを発して一八七二年七月十三日ロンドンに到着した木戸から、ドイツより来訪せよとの通知の受け、品川弥二郎とともに英京で再会の機を得た悦びを述べたのち、木戸がまずアメリカで条約改正を提議したところ、アメリカは日本を無宗教ないし非キリスト教国として、そのような国と対等の条約を結ぶことはできぬとせられたことを語った。使節団中には、このことを叡聞に達し天皇に率先してキリスト教への帰依を願ひ、高官あいついで改宗するなら、国民も漸次これにならうであろうと主張している者もある、という興味ある話柄をも伝えている。<sup>(49)</sup>これに対し青木は、西洋史における宗教争乱の事実を説き、近年文運の盛んな諸国は、むしろ「コンスチテューション」(Constitution)即ち憲法を定めて、信教の自由を宣し内紛を防止するに至った事実を指摘し、その愚をつき、憲法制定が先であることを直言した。

第五回は「木戸孝允に欧米憲法と地方自治の沿革を講述」と題され、<sup>(50)</sup>いよいよシュタイン改革の紹介がみられる。それは木戸の「コンスチテューション」とは何ぞや、の問いに対する答えであった。即ち君主専制の政治を否定した英国憲法は最も古く、君主と人民との関係、及び一定の標準により国民参政の権利を規定する二要項を含んでいる。欧大陸では十八世紀フランスが憲法制定の動きに出たが、イギリスのような貴族の特権を認めることをせず、自由・平等をかかげてかえってその立憲制を混乱させた、と青木は解説する。

これに反し、ドイツ、オーストリアというゲルマン人の国家では、フランスの「浅薄なる思想」を嫌ってこれに雷同しな

い。しかし一八四八年三月革命により、多数の小国は人民の要求を容れて憲法を制定した。中でプロイセン国は、ホーエンツォレルン家の威力を以て人民の蜂起を弾圧し、欽定憲法を制定したが、人民はこれに強い不満を表わすことがなかった。

なぜならプロイセンでは、一八一二年以来、かの「不世出の明宰相」(原文による) シュタイン男爵の創意に出た都市条令、即ち郡県とくに市町の自治制度により、人民は行政及び経済に関し多大な自由及び一定の権利を享受したからである。プロイセン欽定憲法の大綱もまた、君主と人民との関係、及び人民の国政に参与する権利の二つの要項に帰着する。フランス人の求めるものと比べれば主義綱領で異なる点が多いが、イギリスとは概ねその揆を一にしている。その主な点は、個人の自由は十分尊重するが、国民のすべてを各般の区域で同権者とは見なさない一八四九年の三級選挙法に負っている。即ちイギリスで伝統ある貴族また団体が、貴族院に列して一般国民にまさる権利を持つと同様、プロイセンでも少数の大貴族及び団体が優越権を持つ貴族院に列している。フランス人の唱える自由主義は、全国住民を一括して権利同等の国民と認め、歴史上の階級及び財産の差等を見捨てるものであり、フランス主義は社会の秩序を打破するものである。<sup>(51)</sup>

以上青木の記述を要約したが、三級選挙法のきびしい閉門を経て成立する衆議院 Abgeordnetenhaus に対し、貴族院 Herrenhaus が存在しこれを牽制するほか、多くの大権を留保したプロイセン王権に軍配をあげた青木の保守思想は、明治初期の日本においても当を得た返答であったと解することができよう。シュタインの都市条令が人民に多大の自由と一定の権利を許したから、欽定憲法も可能であったとする意見は、確かに見事な洞察と評してよい。果たして木戸は感動し、イギリス憲法は簡単に記述したものがない、後日ベルリンに至る日に、青木を介してプロイセン憲法を学びたいとの意向表明となった。さらに話題は、都市条令の説明に及ぶ。木戸の問い、君は先に、プロイセン国民は郡県市村の自治において多大の自由を得た、と説いたが、自治とはいかなる意味であるか。青木の答えのうち、本稿とかかわり深いものは以下の通りである。

自治とは読んで字の如く、郡県市村の人民がその地域に関する公共事務を政府の干渉なく、一定の法律に従って自ら処理することをいう。この自治制度は九世紀ゲルマンのカール大帝の発意に出、その制度の精神を尊んだアングロサクソンがイギリ



スに移住した後これを実施したものである。他のドイツ諸民族は、常に騒乱に際会してきたため、広くドイツ各州に実施できずにいた。ようやくこれを完全に実施したのは、前述のシュタイン男爵の偉業に属している。<sup>(53)</sup>

以上のようにシュタイン改革の偉大を説明したのち、わが国にも類似した自治制があるとする。旧長州藩の地方制度がそれであり、地方知行地の存在、代官の下僚に現地の農民・商人の中から、大庄屋その他の登用があり、これら勘場役人を自治制度的な諸役である、と青木は類推している。さて、憲法は為政の花であり、行政はその根幹である。従って憲法を培養するには、行政区域全般にわたり一定の組織的法律を制定するのが要件である。緊要な事例として、ナポレオンがモスクワ遠征に失敗して敗走した折り、プロイセンの一將軍 (York von Wartenburg のこと) が君命を待たずにロシアと攻守同盟を結び、シュレジエン州がまず独立の追撃軍を組織したことなどは、自治思想の発現の好例であると指摘する。後年ナチスがドイツ市町村制を改めたとき (一九三五年)、「地方自治制の創始者、宰相シュタインの真精神」にのっとりて国の目的を達成しようとする、との全くの誣言を弄した事実からみても、プロイセンに住んだ者には、シュタインと結びつけられた自治の美名は、強く印象づけられていたことが察せられる。<sup>(54)</sup>

しかし青木がさらに進んで、第六回「秩禄処分、ドイツの貴族制度と土地制度」に及んだとき、われわれははじめて彼の企図の中の保守性と、ドイツと日本のたどった二つの近代には大きな隔たりがあったことを教えられる。即ち木戸が、青木の主張に「農夫に土地を所有させよ」と勧めるのは当然として、「華士族に対して土地所有の必要を説く」その理由を問うたのに対し、青木は毛利藩でもその家臣の主な者は一郷または一村を領有し、その人民に対して殆ど専制の権力を持った、これは東西封建制度の通則であるとし、シュタインの十月勅令によりこの封建制はプロイセンでは廃されるにいたった、しかし具体的には、ドイツ貴族の領地の性質は同一ではないと説き、それは一面では歴史的な財産であり、他面では貴族の体面を保持すべき強固な永続的財産である、とする。貴族は皇室の藩屏、人民の指導者たる義務をもつが、しかし資財が豊かであれば十分な貢献はできない。そのためには貴族の財産は価格の変動が少い土地を選ぶのが第一である。しかるに今の日本は封建制を廃

することを急ぎ、華士族の領地を国家に奉還させ、僅少の国債証書を付与することに内定したとき。このように急に国制を破り各階級の利権を均一にするのは、国家のため果たして利益なのか疑わざるを得ない。せめてわが毛利家のように比較的豊かな者は、その資金を割安な土地購求にあて、これによって私有領地を設定させることが政略上必要である、と説いた。ドイツ貴族は出でては軍事に、入っては「行政事務文事」に忙がしく働いているとして、金禄公債証書を以てやがて家禄全廢に踏みこもうとした明治政府に対し、正面から反対する強い進言を行なったのである。<sup>56)</sup>

シュタインのように帝国貴族であった者は、わが江戸時代の旗本と同様、世襲領土を維持し続けることができず、大貴族に封土を統合された例も存在した。江戸幕府が旗本知行地を直接与えることなく、禄米を給付した事実は、ある意味で家禄整理を容易にしたというべきではあるが、ここに生まれた貴族勢力の温存のための方策の僅かな差異が、その後のドイツと日本、あるいはヨーロッパと日本の発展に、大きな隔たりを作って行ったことを考えてみたい。

今日のドイツないしヨーロッパには、歴史の流れに抗して、なお強く貴族制度の名残りが存続している。ドイツでは確かに貴族の特権は全くなかったというべきであろうが、称号を名のるのは自由とされており、旧貴族のプライドを背負う者に対しては、わが国のような民主的な交流が許されない事例を見聞することが多い。それは先に記した如く、シュタインを以てしても、自らの領地での農民を完全には解放しなかった事例を想起させるし、この青木自伝にも、不気味な以下のような木戸への説明文を読むことができる。

以下青木『自伝』の要旨。ヨーロッパではいわゆる諸侯のみならず、小貴族、すなわちわが士族に類する者までが、その領地に居住する人民に対し、苛酷にも完全な生殺与奪の権力を有した。その証拠として、不肖の友人にドイツの小貴族あり、かつてこれをその領地に訪問したところ、友人の父は白の形をした大木の根株と巨大な鉈を示して、「これは数十年前、領地内人民の犯罪者を死刑に処した道具である」といった。この一事をもつても、全般を推知することができるであろう。<sup>57)</sup>

これはまさに拙稿「プロイセン改革史再考」(『駒沢史学』第三七号、一九八七年)において指摘したところの「下人法」

Gesindeordnung' 一八一〇年十一月八日、ハルデンベルク政府によって、画期的とされた農民解放令の実施に先立つこと三日、農奴制の解体という変革を前に、混乱が予測される雇傭関係をいかに規制、調整していくべきか、から制定された法令を背景にして、はじめて考えられる一事であろう。たしかに、わが国においても幕藩体制下で奴隸的境遇におかれた多くの奴婢をみることができ、下人に対する私的懲罰権を十九世紀においても温存させる形となったプロイセン改革の帰結は、わが国よりも、きわだって苛酷な身分関係を存続させたと考えさせるものがある。

一九一八年のドイツ革命が、軍艦という狭い居住環境の中での、隷属的地位にあった水兵によって惹き起こされた事実を想起しよう。もちろんわが国にも相似た関係を想定することは不可能ではないのだが、身分的な従属関係はドイツないしヨーロッパにおいてなお強く存続した。今日の日本にみられるような全国的な中流階級意識を生む素地は、意外に乏しかったのが事実といえよう。

青木周蔵の『自伝』は、のち外相として条約改正問題に尽力、大津事件の当事者ともなった多くのことからとはまた別に、その少壮期ドイツにおいて当時の高官木戸孝允との接触時の思い出に、東西洋の近代化の二つの道筋を示す話柄を提供していると考えられる。

ランデス (David S. Landes) はその論考の中で、プロイセンにおける貴族と市民の隔たりに比して、日本は幸せな近代化を経たと指摘する。<sup>(58)</sup> わが国では指導的な政治家と実業家とを、明治初期において旧武士階層中から相互に補充するという利点を持った、というのである。幕末期土地を持たぬ士族は、その貧困に処するのに商行為を以てするものが多く存在した。これに対し、プロイセンの体制下では市民はひたすら市民らしく遇されたのであり、名望ある市民層は概ね第二の階層に属したのと対象的であるとする。<sup>(59)</sup> この指摘は、日本の近代化の大きな特色であったと考えてよいであろう。しかもランデスが指摘したその長所は、わが国にまだ市民意識の確立が十分にはみられなかった反面を示すものであり、不徹底かつ妥協的な擬似近代社会を育んだと評価される点を見逃がすべきではない。<sup>(60)</sup> ヨーロッパの近代化の道程は、依然わが国に教える多くの点を持

っていることを考えるべきである。

一九九〇年の東西ドイツ統合により、かつてのプロイセン的伝統をそのままソ連の統治下に移された形の東ドイツは、東西ベルリンを隔てた壁の撤去という事実にも勇躍した筈であったが、その後の経済再建の困難は、ネオリナチの台頭さえ懸念されたりもしている。シュタインはもとより、ハルデルベルク以下の往年の革新官僚が、西ドイツ出身であるか、あるいは西欧的教養をうけて刷新に努力したこと、一八〇七年以降、ナポレオンとの敗戦のさなかでプロイセン改革に反対をとなえた土地貴族層こそが、三級選挙法のもと大きな勢力を残存してナチスの支持層を形成し、民主共和国の指導層としてそのまま受け継がれたこと、を思うとき、それが「ネオリナチ」と呼ばれて正しいか否かは別として、連邦共和国を構成して発展した西ドイツとは大きな隔りがあることを私どもは痛感せざるを得ない。一般に一九九〇年をドイツ再統一の年とするけれども、ドイツに統一権力が存した歴史は、ビスマルク帝国にはじまり、明治維新以降のわが国の歴史よりも浅く、一九四五年の敗戦で東西に分裂したドイツは、わが国が敗戦後も兎に角一つの国家としてすぐし得た歴史と例を異にしている。「ドイツの再統一」という表現が当を得ていないことも、私どもはここで確認して置いてよいのではなからうか。

さらには、ソ連及び東欧の崩壊にもなつて、冷戦の終結という誠によるこぼしい現実を迎えながら、世界経済は急速に停滞をきたし、東欧および旧ソ連領には、おびただしい民族の紛争がひきおこされ、無益な流血の抗争を導いている事例が数多く報道されている。新時代のナシヨナリズムの風潮は、後進地域においては、いずこをめざして動こうとしているのであろうか。本稿の冒頭に示したように、フランス革命の回顧が、向後の歴史への一つの指標を模索するのと似て、プロイセン改革の動向は、後進地域の向後の動きをうらなう何かを示しはしないであろうか。さらには敗戦後、深く過去を反省、清算する形で発展した西ドイツに対して、沖縄戦を除いては国内を戦場とすることなく、過去への反省が十分でないまま表面の繁栄を誇るわが国には、戦後半世紀に及ぶ積年の悪弊もまた重なりはじめた、というべきではないであろうか。異国の過去のできごとでありながら、西洋史学への関心は、私どもに多くを示教しているように思われてならない。

註

- (1) もとより筆者は、この国際学会に出席することはできなかった。以上の叙述は、畏友、専修大学の家名田克男教授の示教による。記して謝意を表する。
- (2) 『思想』一九九〇年三号(通巻七八九号)岩波書店、「フランス革命と世界の近代化」特集が、その豊かな内容を伝えている。
- (3) いわゆる「日本資本主義論争」を想起するだけで十分であろう。
- (4) 『朝日新聞』一九八九年十一月一日号、赤松俊輔記者「シンポジウム・フランス革命」など。『思想』前掲号、巻頭には、シンポジウム京都側責任者、河野健二「思想の言葉・鏡としてのフランス革命」がある。
- (5) 現在のわが国の歴史研究の水準の高さを示すものとして、『史学雑誌』「一九九二年の歴史学界」を回顧する伊藤貞夫氏「総論」では、若い研究者への期待を述べられ、しかし故村川堅太郎教授の遺言ともなられた、研究の精緻化にも、歴史の全体像を忘れず、人間性についての高次元の価値判断を必要とするとの訓戒をあわせ示されてもいる。歴史学の国際交流を促す好個の論評といえよう。『史学雑誌』一〇二編(一九九三)五号、四一五頁。
- (6) 一九九三(平成五)年早春の皇太子妃決定をめぐる話題一つをとりあげても、外国研究については、外交が一段先にあり、また実業界の人々の活躍があつて、一段階遅れて客観的な歴史研究が進行する、というのが常識的な線であろう。
- (7) 『青木周蔵自伝』坂根義久校注、平凡社、東洋文庫一六八(一九七〇)。伝記は、水沢周『青木周蔵・明治外交の創造』二巻、日本エディタースクール出版部(一九八八―八九)。
- (8) 東京美術刊、稲村徹元(駒大歴史科卒)編者代表『大正過去帳・物故人名辞典』(昭和三二―一九二八年)によると以下の如くである。青木周蔵、枢密顧問官、子爵、正二位勲一等、大正三年二月十六日逝去。弘化元(一八四四)年一月十五日生、明治十七年子爵、十九年外務次官となり条約改正に功あり、二年来外務大臣就任二回、大津の変にあい引責辞職。三九年西園寺内閣の推薦で駐米特命全権大使に任ぜられ、四一年召還、枢密顧問官となる。夫人エリザベット嘉永元(一八四八)年一月生。ドイツ貴族ガラウス・フォン・ラーデの妹。養子直介明治二三年三月生。自宅麴町区上二番町一五。長女ハナ明治十二年十二月生、独人伯爵アレキサンドル・フォン・ハッツフェルト・ド・トラッペン・ベルヒに嫁す。云々。
- (9) 佐藤進『日本の自治文化 日本人と地方自治』ぎょうせい、一九九二年。その第四章は「自治制度の建設者たち」として、「木戸孝允と青木周蔵」を紹介している。後掲。
- (10) George Peabody Gooch: *History and historians in the nineteenth century.* (1913, 21952) p. 126. 同書は、林健太郎・孝子共

訳『十九世紀の歴史と歴史家』(筑摩叢書、二巻)がある。

- (11) Ricarda Huch : Stein (1925) 改題 Stein, Der Erwecker des Reichsgedankens (1932). in Huchs Gesammelte Werke. Bd. 9. (Geschichte 1). (1968). S. 1038. (後の注(40)以下参照)

(12) リカルダ・フーフ自身の体験を追ってみよう。彼女はミュンヘン在住の一九二六年、プロイセン芸術院の文学部門の最初の女性会員に推挙された。公職嫌いの彼女がこれを断ったとき、説得して就任させたのはトマス・リマンである(斎藤秀「リカルダ・フーフとナチス政権」、『日本大学農獣医学部一般教養研究紀要』第六号、昭和四五年による)。やがてヒトラーが政権をとるに及び、ハインリヒ・マン、ケーテ・リッコーンと同様、一九三三年三月当時の在住地ハイデルベルクより、芸術院脱退を明記した書簡を呈した。当時老女流作家は六八歳。マンらは除名されたが、フーフは自発的に脱退を申し出たもので、その後も慰留を受けたが強硬に固辞した。一九四四年八〇歳の誕生日に彼女はイエーナ大学より名誉学位を受け、ナチスへの批判的言動にも拘らず、この国民的作家にはさすがのヒトラーもこたをかまえることを避けた。イエーナには娘夫婦と同居して一九三六年以来在住していたが、この地は一九四五年三月米空軍の爆撃の対象とされ、五月終戦を迎えた。当分はアメリカ軍政下にあるだろうとの期待をよそに、七月チューリンゲン地方はあげてソ連軍の支配下に入ることになる。八〇歳をすぎた老作家は、もはや難民の境涯への転落を恐れるほかなかった。そして二度のきびしい冬をソ連占領下にあったのち、一九四七年十月西ベルリンを経てフランクフルトへ脱出、十一月十七日八三年の生涯を終えた。フーフの場合、プロイセンではなく、学都イエーナに居住を志したにもかかわらず、ベルリンの国際的地位をめぐる米ソ対立の尖鋭化が、老作家の晩年を狂わせてしまったことを銘記したいと思う。プロイセンの首都ベルリンの処置に関連して、ザクセン・チューリンゲンの人々は多くの犠牲を供したことが考えられる。またヒトラーさえも表面は遠慮した迫害を、老作家はソ連占領下の二冬で、身をもって体感せざるを得なかったことが、その逃避行と直後の急逝で明白である。ナチ時代の開始とともに「内なる難民」となった知識人の事例の紹介である。

- (13) Friedrich Meinecke : Weltbürgertum und Nationalstaat, Studien zur Genesis des deutschen Nationalstaates, 7. Aufl. 1928. 同書は、矢田俊隆訳(岩波書店、二巻)がある。うが Erstes Buch. Nation, Staat und Weltbürgertum in der Entwicklung des deutschen Nationalstattdenkens. 6 Aufl. 1922. は、昭和の敗戦前に刊行され、多くの読者を得た。Zweites Buch. Der Preussische Nationalstaat und der deutsche Nationalstaat といふ。同書から引用した Friedrich Meinecke Werke in sieben Bänden. Bd. V. 1963. (オムニバス掲載)による。

- (14) 以下シュタイン関係の史料は、一九七四年全十部十一巻を完結したいわゆる Große Stein Archiv (以下 G. St. A. 略記する)。

- 十のFreiherr vom Stein, Briefe und amtliche Schritten, neu herausgegeben von Walther Hubatsch 以下。同書 Bd. II. Teil I. S. 408 ff. 史料番号三五七、原公文。
- (15) G. St. A. Ebd. S. 406 f. 史料番号三五六。
- (16) Ebd. S. 429. 史料番号三六一以下。
- (17) 以下の叙述は『全集』Freiherr vom Stein: Briefwechsel, Denkschriften and Aufzeichnungen, bearbeitet von F. Botzenhart, 7 Bde. 1931~37. 所収の草稿による。G. St. A. のほかに、新発見の草稿を基準としており、この表現はなご。同書 Bd. 6. 1934. S. 164.
- (18) 九月十五日夫人宛書簡のころ。G. St. A. Ebd. S. 432 f.
- (19) 勅令の全文は Huber, E. R. (Hrsg.): Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte. Bd. I. 1961. S. 38~40 による。また G. St. A. Bd. II. Teil II. S. 460. にもみられる。史料番号三九七。
- (20) さしあたって『林健太郎著作集』第二巻、山川出版社(一九九三)所収の論文「プロイセン農民解放の性格」を参照。
- (21) 十月勅令公布の前日、十月八日付で、シュタインが農民地の直営地への併合に制限が加えられねばならぬとした指示がのこっている。G. St. A. Ebd. S. 455. 史料番号三九四。これをシュタインの思想を示す重要な史料として、ことに着目されたのは林健太郎教授である(同著作集二巻、四四頁参照)。
- (22) G. St. A. Bd. II. Teil I. S. 380~403 に全文をみる事ができる。史料番号三五四。拙著『シュタインと市民社会——プロイセン改革小史』一五〇頁以下に要旨を紹介したので参考されたい。なおこの「警察 Polizei」の語は、ドイツでは伝統的に内務行政の全般にわたっている。Gerhart Ritter: Stein, Eine politische Biographie, 3 Aufl. 1958. S. 261. 他。
- (23) 即ち Ebd. S. 389 ff.
- (24) 一般営業自由を中心として、ホルテンブルク時代の改革を論じた Barbara Vogel: Allgemeine Gewerbefreiheit. Die Reformpolitik des preussischen Staatskanzlers Hardenberg (1810~1820), 1983 は原史料をも十分に駆使した力作である。多くの文献一覧をあわせ、興味ある方の精読を勧めたい。但しこの本の筆者の論旨は変更の要がないと考えている。
- (25) Adalbert Wahl: Die französische Revolution und das neunzehnte Jahrhundert, in Zeitschrift für Politik. Bd. 1. 1908. S. 157—192.
- (26) 『林健太郎著作集』第二巻、一二二頁以下。

- (27) Wahl. Ebd. S. 183.
- (28) Max Lehmann: Freiherr vom Stein. 3 Bde. 1902—1905. Neue Ausg. 1 Bd. 1921. ヴァールがとりあげたのは当然古い三巻本の筈である。
- (29) シュタインのイギリス滞在期(一七八六—八七)についての考証を中心に、彼と英国とのかわりをまとめた小冊がある。  
Walther Hubatsch: Der Freiherr vom Stein und England. 1977. 手堅い史家である著者は、シュタインの思想的背景については慎重な扱いにとどまらざるが、G. St. A. の総編集者として、これまで具体的にされ得なかったシュタインのイギリス滞在中の見聞をまとめよう。
- (30) G. St. A. Ebd. S. 391ff.
- (31) Ebd. S. 390. モンテスキュー「法の精神」第八編第六章及び七章からの引用が、シュタインの手蹟をもって草稿欄外に注記されている。
- (32) 西ドイツの帝国貴族を代表した形のシュタインは、敗残のプロイセン王国における農奴制と、自己の所領の農民とを比較して考えることはなかった。
- (33) 復旧時代のシュタインの後半生を正面からとりあげた研究は少いが、Werner Gembruch: Freiherr vom Stein in Zeitalter der Restauration. 1960. は出色の文献。同書II章「Landständische Verfassungen im Rheinland und in Westfalen」で「マエストンアーロン州議会議長に選ばれた時期の彼の動向をまとめよう」。詳細なシュタインの発言とくついで、Vgl. G. St. A. Bd. VII 中「IV. Stein als Marschall des 2. Westfälischen Provinziallandtags. Die Darstellung der Landtagsverhandlungen. S. 424—470.
- (34) G. St. A. Bd. V. 1964. S. 698. 史料番号六一一。
- (35) 二月二十五日付。Bemerkungen zu dem Aufsatz des Herrn Staatsministers v. Humboldt über ständische Verfassung. G. St. A. Bd. VI. 1965. S. 25ff. 史料番号二二六。
- (36) Georg Holmsten: Freiherr vom Stein. 1975 (rororo 叢書) S. 7.
- (37) シュタイン自らが一八一〇—一二年の亡命期間中に記し、印刷されることのなかった「一七八九年より一七九九年に至る時代の歴史」という歴大な草稿があり、今日われわれは G. St. A. Bd. IX. に所載されているのを読むことができる。ここに現われているのはフランス革命時の諸事件に対する非難であって、今世紀初頭より、マイアーが浩瀚な著書をもってシュタインの革命観の保守的であったことを実証した。Ernst von Meier: Die französische Einflüsse auf die Staats- und Rechtentwicklung Preussens im XIX. Jahr-



hundert. 2 Bde. 1908. マックス・レーマンが、これはシュタインの、娘の教訓のために書いたものであるとして重視せず、論争をひきおこした経緯は『林健太郎著作集』第二巻所収「プロイセン改革とフランス革命」に詳しい。いずれにせよ、シュタインの政治思想に保守主義の筋が通っていたことは誤りない。

一方でハルデンベルクは、一八〇七年の「リガ覚書」Rigaer Denkschrift 中で、有名な「君主国家における民主的諸改革」(demokrat. Reformen im monarchischen Staat) の命題を掲げ、彼らの間の共通した暗合を示している。(リガ覚書の本文は、現在では容易に参看しにくい)が、十九世紀のランケ編評伝 (Leopold von Ranke: Hardenberg und die Geschichte des Preussischen Staates von 1793—1813. 5 Bde. 1876—77) の第三巻巻末付録に収められる。

(38) 先に挙げた(注(13))、マイネッケの名著「ドイツ国民国家発生の研究」Erstes Buch は、この間の事情を追求したものである。

(39) マイネッケは彼独自の鋭い分析を示した結果として、「彼シュタインの、国民的な、また国民国家的な思想は、しずかにそして時おりはなかなば無意識のうちに、世界主義的理念に指導され、制限された、といったぐあいであった」と記す。Meinecke: Ebd. S. 166. (邦訳二〇〇頁)。

また近年邦訳紹介された Gordon A. Craig: The Germans. 1982. 中には、ヴィルヘルム・フォン・フンボルトのウィーン会議中の言葉として、「ドイツの分裂こそは国際平和に貢献すること」を引用し、また近代的な性格のものに対する、首尾一貫しない態度をもって、ドイツ人の特色の一つとしていること(真鍋俊二邦訳『ドイツ人』みすず書房、一九九三)は、シュタインもまたこの退行的な性格をまぬがれなかったものを連想させる叙述として、興味ぶかい。

(40) フーフの引用は全集によった。Ricarda Huch: Gesammelte Werke. Bd. 9. (Geschichte I) 1968. S. 921. この巻には多くの史論が収載され、「シュタイン伝」は S. 919—1038 にわたっている。

(41) Huch: Ebd. S. 921.

(42) Ebd. S. 937.

(43) Ebd. S. 941.

(44) Ebd. S. 977.

(45) Ebd. S. 978f. 先に引用した、クレイグ『ドイツ人』(邦訳)によれば、リヒャルト・ワグナーもまた一八六五年の小論「ドイツ的とはなにか」の中で、「ドイツ人が『ドイツの栄光』に憧れを抱いていつもなお夢に描くのは、ローマ帝国のごときものの復活以外にはありえない」と記した由。ワグナーならではの言葉ながら、またドイツ的なものの変性、恒常性を鋭くついでいるともきこえる。

- (46) 椽川一朗著『ドイツの都市と農村』、とくに三一八頁を中心とする叙述。
- (47) Huch: Ebd. S. 977. 十一章に分けた内容のうち、第V章の標題をこの語で語っている。
- (48) 『青木周蔵自伝』第一回。平凡社、東洋文庫本一三頁。
- (49) 同、四一頁。
- (50) 同書、四五頁以下。
- (51) 同、四八頁。青木の意見の要約である。
- (52) 衆院定数三五〇名、貴族院定数二四〇名。その他軍の統帥権、司法権も掌握した王権の強大さを、*dtv-Atlas zur Weltgeschichte*. Bd. 2. 1966. S. 80. は要領よく表解している。
- (53) 以上青木の叙述をそのまま紹介したが、佐藤進『日本の自治文化』五六頁によると、当時三九歳であった木戸孝允を、青木が「木戸翁」と呼んでいることを「いささかおかしい」とされ、またここで「カール大帝の話が出てくるのがよくわからない」とされる。筆者も全く同感である。
- (54) 小川市太郎『英国自治制度の研究』(一九三八年)による。故小川氏は一九三五年実施されたナチスドイツの市町村制に言及し、その法令の前文に右掲の言辭があること、「恐らくシュタインと自治の美名は民衆の心を捉えるに便なるところから」出たのであろうが、ナチス法には「人の個性と権利の認むべきものがない」ので、シュタインに擬するのはあまりに強弁である(同書五六五頁)等の批評がある。昭和十三年の出版年次を思うと、小川氏の見識をみる思いがある。
- (55) 『自伝』五二頁以下。
- (56) 同、五五頁。「感覺鋭敏にして人事に忠実なる木戸翁は、聞き了て落涙數行、予は足下の説に賛成すと云へり。」と書かれるが、先の佐藤教授の指摘にもみる通りであって、この前後青木の献言に対し、木戸はしきりに落涙してみせているが、ややオーバーな叙述といふべきであらう。
- (57) 『自伝』五三頁。
- (58) David S. Landes: *Reformpolitik und Industrialisierung in Japan und Preußen. Ein Vergleich.* (in "Preussische Reformen 1807—1820", hsg. Barbara Vogel. 1980) 同論は一九六八年初出の由。同書S. 30—48にわたって収録されている。とくにS. 36 ff.参照。
- (59) Ebd. S. 41.

(60) Ebd. S. 45. なお論末の四六頁で、ランデスは「自分が英文書で公刊されているものを読んだ限りでは、経済上の成果を、政治的、社会的変化と体系づけて分析しているものは、ドイツに關しても日本に關しても未見である」として、これからの研究にまつ、という姿勢をとっているのは、好感が持てる。

〔後記〕 本稿はもと、平成元年、駒沢大学在外研修員を許された折、私学研修福祉会に提出した報告をもとに、多少の修正・加筆を施したものである。健康上の理由もあり、匆忙の間にまとめたこともあって、元来乏しい、筆者の既発表論文とさえも重複した個所が若干のこってしまった。一般の方々に読みやすい内容とするための遺漏であった、として、寛恕を頂ければ幸いである。

#### 参考文献 他

筆者は健康事情と生来の怠慢とから、ついに一九七二年歳末に刊行された『シュタインと市民社会——プロイセン改革小史』（御茶の水書房）一冊のほかは、追加研究を発表できずじまった。右の書は、幸いに邦語文献のない分野を扱った小著として、一部からは身にあまる褒辞を頂くことができたが、発行者の変更によって初版刊行のまま、重版されることがなく今日に至った。筆者の手許にも、訂正用原本一冊をとどめるのみである。刊行当時大学図書館等で購求されたものがあり、手沢のあとを見たりすると、同書には巻末に、参考文献を僅かながら掲げ、刊行途中であった Große Stein Archiv が整備されていないなどと、当然のことながら不十分な注解を加えている点があり、汗顔を以て反省させられるところが多い。注(14)にも記した通り、一九七四年全十部十一巻を完結しており、ドイツ史の文献解題には必ず注記されている筈だが、これから

勉強されようとする諸氏のために、簡単に内容を紹介しておく。

1 FREIHERR VOM STEIN. BRIEFWECHSEL, DENKSCHRIFTEN UND AUFZEICHNUNGEN. Im Auftrag der Reichsregierung, der Preussischen Staatsregierung und des Deutschen und Preussischen Städtetages bearb. v. Erich Botzenhart. Bd. 1-7. Berlin (1931-37)

2 FREIHERR VOM STEIN. BRIEFE UND AMTLICHE SCHRIFTEN. Bearb. v. Erich Botzenhart. Neu hrsg. v. Walther Hubatsch. Bd. 1-10. (Stuttgart [u. a.]) (1957-74)

1: Studienzeit. Eintritt in den preussischen Staatsdienst. Stein in Westfalen (1773 X-1804 XI). Neu bearb. v. Erich Botzenhart. (1957)

- 2,1 : Minister im Generaldirektorium. Konflikt und Entlassung. Stein in Nassau - Die Nassauer Denkschrift. Wiederberufung <1804 XII - 1807 IX>. Neu bearb. v. Peter G. Thielen. (1959)
- 2,2 : Das Reformministerium <1807 X - 1808 XII>. Neu bearb. v. Peter G. Thielen. (1960)
- 3 : In Brünn und Prag. Die Krise des Jahres 1811. In Moskau und Petersburg. Die große Wende <1808 XII - 1812 XII>. Neu bearb. v. Walther Hubatsch. (1961)
- 4 : Preußens Erhebung. Stein als Chef der Zentralverwaltung. Napoleons Sturz <1813 I - 1814 VI>. Neu bearb. v. Walther Hubatsch. (1963)
- 5 : Der Wiener Kongreß. Rücktritt ins Privatleben. Stein und die ständischen Bestrebungen des westfälischen Adels <1814 VI - 1818 XII>. Neu bearb. v. Manfred Botzenhart. (1964)
- 6 : Stein in Westfalen. Monumenta Germaniae Historica. Verfassungsfragen <1819 I - 1826 V>. Neu bearb. v. Alfred Hartlieb von Wallthor. (1965)
- 7 : Stein als Marschall des 1.-3. Westfälischen Provinziallandtags. Revision der Städteordnung. Revolution in Frankreich und Belgien <1826 V - 1831 VI>. Neu bearb. v. Alfred Hartlieb von Wallthor. (1969)
- 8 : Ergänzungen und Nachträge. I. Nachträge zu den Briefen Steins. 1766 - 1831. II. Kartographische Dokumentation. Bearb. v. Walther Hubatsch. (1970)
- 9 : Historische und politische Schriften <1809-27>. Neu bearb. v. Walther Hubatsch. (1972)
- 10 : Register mit Nachlese, Zusätzen und Berichtigungen. Neu bearb. v. Werner John u. Gertrud Hedler-Stieper. (1974)
- 1831 VI). Neu bearb. v. Alfred Hartlieb von Wallthor. (1969)
- 8 : Ergänzungen und Nachträge. I. Nachträge zu den Briefen Steins. 1766 - 1831. II. Kartographische Dokumentation. Bearb. v. Walther Hubatsch. (1970)
- 9 : Historische und politische Schriften <1809-27>. Neu bearb. v. Walther Hubatsch. (1972)
- 10 : Register mit Nachlese, Zusätzen und Berichtigungen. Neu bearb. v. Werner John u. Gertrud Hedler-Stieper. (1974)
- Freiherr vom Stein, Ausgewählte politische Briefe und Denkschriften. hrsg. Erich Botzenhart u. Gunther Ipsen. 1955 (?1986)
- また注(58)以下に引用したランゲスの『日本とプロイセンの近代化を比較した論考は』注記の通り、Barbara Vogel 女史の編著 Preussische Reformen 1807—1820 (Neue Wissenschaftliche Bibliothek; 96: Geschichte) 1980. 中の「編じやぶ」回書は幾多くの本稿と関連する好論が収録されている。回書に収められた論考と筆者を以下に紹介する。同書巻末には(S. 304—323)「夥しい文献の紹介があり、さらに研究を深められたい諸氏は、ぜひ同書に よられたらう。

Preussische Reformen 1807—1820. hrsg.

von Barbara Vogel : Inhalt

Vorbemerkung

*Einleitung* Die preussischen Reformen als Gegenstand und Problem der Forschung

I. Bürokratische Modernisierung-Fragen und Perspektiven zur Erforschung der preussischen Reformen

*David S. Landes*

Reformpolitik und Industrialisierung in Japan und Preußen.

Ein Vergleich

*Jürgen Kocka*

Preussischer Staat und Modernisierung im Vormärz

Marxistisch-leninistische Interpretationen und ihre Probleme

*Helmuth Bleiber*

Staat und bürgerliche Umwälzung in Preußen. Zum

Charakter des Staates in der ersten Hälfte des 19.

Jahrhunderts

II. Wirtschaftlicher Wandel und Reformgesetzge-

bung

*Hanna Schissler*

Agrarreformen und politischer Wandel in Preußen

*Hartmut Harnisch*

Die kapitalistische Agrarreform

Ihre Bedeutung für die Herausbildung des inneren Marktes und die industrielle Revolution in den östlichen Provinzen Preußens in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts

*Otto Büsch*

Linien und Perioden der gewerblichen Entwicklung in Brandenburg von 1800 bis 1850

*Jürgen Bergmann*

Das Zunftwesen nach der Einführung der Gewerbefreiheit

III. Neuformierung von Klassen und das Beharrungsvermögen der Stände—Gesellschaft unter dem Einfluß der Reformpolitik

*Reinhard Koselleck*

Adel und eximiertes Bürgertum—Die höheren Stände in Preußen um 1800

*John R. Gillis*

Aristokratie und Bürokratie in Preußen im 19. Jahrhundert

*Reinhard Koselleck*

Die unteren Stände in Preußen um 1800—Auf dem Wege zum „Wirtschaftsbürger“

*Peter Lundgreen*

Die Berufsbildung des technischen Beamten und des Wirtschaftsbürgers

#### IV. Politischer Wandel durch Reformgesetzgebung

*Herbert Obenaus*

Finanzkrise und Verfassungsgebung. Zu den sozialen Bedingungen des frühen deutschen Konstitutionalismus

*Takeo Ohnishi*

Die preussische Steuerreform nach dem Wiener Kongress

*Hennig Schrimpf*

Individuum und Staat in der preussischen Reformära—Zur Neuordnung des individuellen Verwaltungsschutzes nach 1807

Bibliographie

以上は、ドイツ近代史研究の基礎文献を紹介した、マインツ大学のW・バウムガルト教授編纂の労作の一つ。Quellenkunde zur deutschen Geschichte der Neuzeit von 1500 bis zur Gegenwart. hrsg. v. Winfried Baumgart. Bd. III. および Bd. IV. 1982 の書式に従うように努めた。一九八三年の筆者の訪独以来、折りにふれて示教を頂いている同博士に謝意を表する。

(邦語文献では、西川正雄編『ドイツ史研究入門』(一九八四、東京大学出版会)が、文献解題として好個の入門書である。)

邦語文献には、注記した林健太郎先生、矢田俊隆、椽川一朗、佐藤進、藤田幸一郎、若尾祐司教授らの研究が示唆するところ大であるほか、本稿に直接注記する場所がなかったが、成瀬治、下村由

一、坂井栄八郎、末川博、望田幸男氏らがプロイセン改革期についても教示されること多い幾多の研究を発表されている。経済史分野に弱い筆者には肥前栄一教授のほか神戸大学の高橋秀行教授の諸著から示教を受けるところも大であった。それぞれの学兄に謝意を表するとともに、邦語参考文献の補遺として参看を切望するものである。また阪口修平、東畑隆介氏ら、プロイセン改革についてすぐれた論考を発表されている俊秀がある。

本文にも記した若尾祐司・典子共訳『ヨーロッパ家族社会史』にならぶ、味読すべき訳書に、『貧者の社会経済史』(ヴォルフラム・フィッシャー、高橋秀行訳、晃洋書房、一九九三)が、初期工業化時代の社会問題をついた興味ある内容を供している。高橋教授の著書は『近代ドイツ工業政策史』(有斐閣、一九八六)である。プロイセン中心のドイツの近代化が現代史にどのように結実したかは、村瀬興雄先生の諸論が示すところである。今日も現役として活躍される先生のご研鑽には、敬服のほかない。

林健太郎著作集全四巻(山川出版社、一九九三)の内容は次のとおりである。

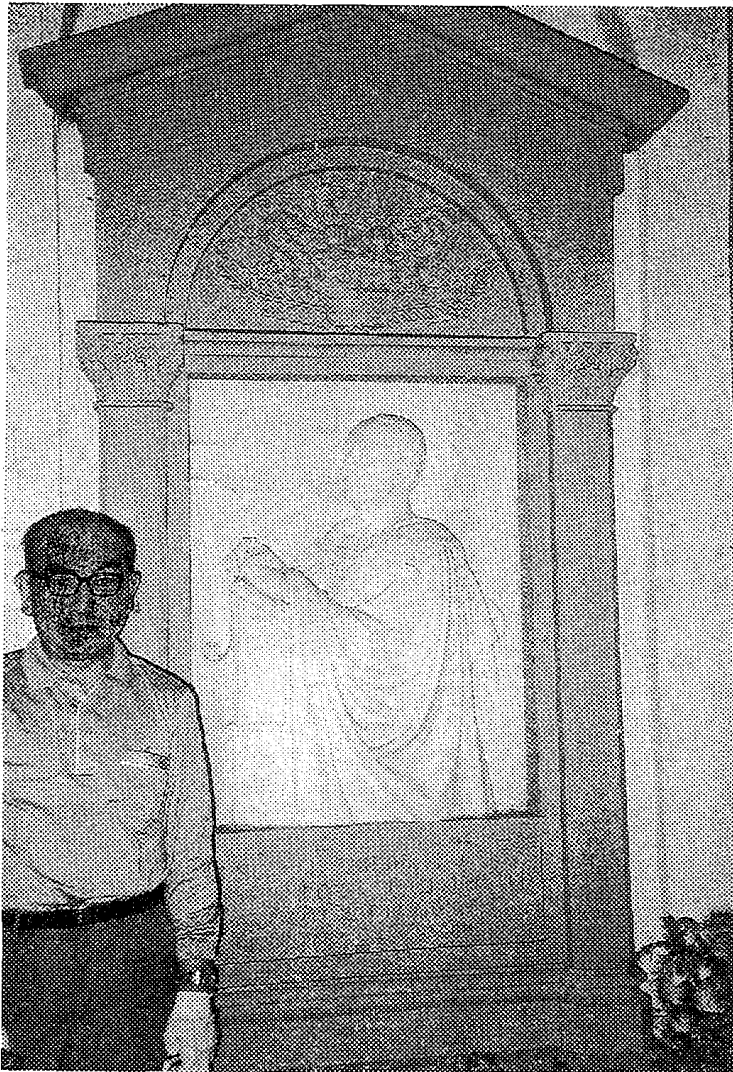
第一巻 歴史学と歴史理論

第二巻 ドイツ史論文集

第三巻 ドイツの歴史と文化

第四巻 第一次世界大戦後のドイツと世界

林先生の半生の業績からよりすぐられた論考の集成であり、味読されるべきである。



ナッサウ西郊フリュヒトの  
シュタイン霊廟に詣でた折りの  
筆者  
(1983年7月、石川幸子撮影)

右下 シュタイン霊廟外観  
(一般には公開されていない)

左下 シュタイン墓標の浮彫り  
1834年ごろの作という

